

平成 31 年 4 月八戸市教育委員会定例会

提 出 議 案

4月八戸市教育委員会定例会に付議すべき事件

議案第 20 号	八戸市社会教育委員の委嘱について・・・・・・・・・・・・・・・・	1
議案第 21 号	八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部 を改正する条例の制定について・・・・・・・・・・・・・・・・	3

議案第20号

八戸市社会教育委員の委嘱について
八戸市社会教育委員に別紙の者を委嘱する。

平成31年4月23日 提出

八戸市教育委員会

教育長 伊藤 博章

理 由

八戸市社会教育委員の辞職に伴う後任の委員を委嘱するためのものである。

氏 名	所 属 等
しらいし てつし 白石 哲志	八戸市小学校長会 会長
さいとう しんや 齋藤 信哉	八戸市中学校長会 会長

任期は、平成31年5月1日から平成32年4月30日までとする。

議案第21号

八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、別紙のとおり市長に申し入れるものとする。

平成31年4月23日 提出

八戸市教育委員会

教育長 伊 藤 博 章

理 由

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、市立学校の学校医等の公務上の災害に対する補償基礎額及び介護補償の額を引き上げるとともに、その他規定の整理をするためのものである。

議案第 号

八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部
を改正する条例の制定について

八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改
正する条例を別紙のとおり制定する。

平成31年 月 日 提出

八戸市長 小 林 眞

理 由

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部
改正に伴い、市立学校の学校医等の公務上の災害に対する補償基礎額及び介護補償の額を引
き上げるとともに、その他規定の整理をするためのものである。

八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（昭和36年八戸市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第7条の2第1項第2号中「生活介護（次号）」を「生活介護（同号）」に改め、同条第2項第1号中「とき（次号）」を「とき（同号）」に、「105,290円」を「165,150円」に改め、同項第2号中「57,190円」を「70,790円」に改め、同項第3号中「とき（次号）」を「とき（同号）」に、「52,650円」を「82,580円」に改め、同項第4号中「28,600円」を「35,400円」に改める。

「

6,160円	7,923円	9,550円	10,788円	11,633円	12,375円
5,195円	6,175円	6,860円	8,013円	8,898円	9,360円

別表中 を

」

「

6,198円	7,955円	9,580円	10,810円	11,645円	12,388円
5,225円	6,203円	6,880円	8,028円	8,908円	9,370円

に改める。

」

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第7条の2第2項の規定は、平成31年4月1日以後に支給すべき理由が生じた介護補償について適用し、同日前に支給すべき理由が生じた介護補償については、なお従前の例による。
- 3 改正後の別表の規定は、平成30年4月1日以後に支給すべき理由が生じた公務災害補償並びに同日前に支給すべき理由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で同日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用し、その他の公務災害補償の補償基礎額については、なお従前の例による。

八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(介護補償)</p> <p>第7条の2 介護補償は、傷病補償又は障害補償を受ける権利を有する学校医等が、当該傷病補償又は障害補償の補償の理由となった障害であって教育委員会規則で定める障害に該当するものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合に、当該学校医等に対して、当該介護を受けている期間、次項に定める金額を支給して行うものとする。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設（次号において「障害者支援施設」という。）に入所している場合（同条第7項に規定する生活介護（同号において「生活介護」という。）を受けている場合に限る。</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 介護補償は、月を単位として行うものとし、その額は、1月につき、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護補償に係る障害（障害の程度に変更があった場合は、その月における最初の変更の前の障害。第3号において同じ。）が常時介護を要する程度の障害として教育委員会規則で定めるものに該当する場合（次号において「常時介護を要する場合」という。）において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（同号に掲げるときを除く。） その月における介護に要する費用として支出された額（その額が<u>165,150円</u>を超えるときは、<u>165,150円</u>）</p> <p>(2) 常時介護を要する場合において、その月（新たに介護補償を行うべき理由が生じた月を除く。以下この号及び第4号において同じ。）に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が<u>70,790円</u>以下である場合に限る。） <u>70,790円</u></p> <p>(3) 介護補償に係る障害が随時介護を要する程度の障害として教育委員会規則で定めるものに該当する場合（次号において「随時介護を要する場合」という。）において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（同号に掲げるときを除く。） その月における介護に要する費用として支出された額（その</p>	<p>(介護補償)</p> <p>第7条の2 介護補償は、傷病補償又は障害補償を受ける権利を有する学校医等が、当該傷病補償又は障害補償の補償の理由となった障害であって教育委員会規則で定める障害に該当するものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合に、当該学校医等に対して、当該介護を受けている期間、次項に定める金額を支給して行うものとする。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設（次号において「障害者支援施設」という。）に入所している場合（同条第7項に規定する生活介護（次号において「生活介護」という。）を受けている場合に限る。）</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 介護補償は、月を単位として行うものとし、その額は、1月につき、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護補償に係る障害（障害の程度に変更があった場合は、その月における最初の変更の前の障害。第3号において同じ。）が常時介護を要する程度の障害として教育委員会規則で定めるものに該当する場合（次号において「常時介護を要する場合」という。）において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（次号に掲げるときを除く。） その月における介護に要する費用として支出された額（その額が<u>105,290円</u>を超えるときは、<u>105,290円</u>）</p> <p>(2) 常時介護を要する場合において、その月（新たに介護補償を行うべき理由が生じた月を除く。以下この号及び第4号において同じ。）に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が<u>57,190円</u>以下である場合に限る。） <u>57,190円</u></p> <p>(3) 介護補償に係る障害が随時介護を要する程度の障害として教育委員会規則で定めるものに該当する場合（次号において「随時介護を要する場合」という。）において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（次号に掲げるときを除く。） その月における介護に要する費用として支出された額（その</p>

改正後

額が82,580円を超えるときは、82,580円)

(4) 随時介護を要する場合において、その月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき(その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が35,400円以下であるときに限る。) 35,400円

別表(第2条関係)

医師、歯科医師又は薬剤師としての経験年数	5年未満	5年以上10年未満	10年以上15年未満	15年以上20年未満	20年以上25年未満	25年以上
学校医及び学校歯科医の補償基礎額	<u>6,198円</u>	<u>7,955円</u>	<u>9,580円</u>	<u>10,810円</u>	<u>11,645円</u>	<u>12,388円</u>
学校薬剤師の補償基礎額	<u>5,225円</u>	<u>6,203円</u>	<u>6,880円</u>	<u>8,028円</u>	<u>8,908円</u>	<u>9,370円</u>

改正前

額が52,650円を超えるときは、52,650円)

(4) 随時介護を要する場合において、その月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき(その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が28,600円以下であるときに限る。) 28,600円

別表(第2条関係)

医師、歯科医師又は薬剤師としての経験年数	5年未満	5年以上10年未満	10年以上15年未満	15年以上20年未満	20年以上25年未満	25年以上
学校医及び学校歯科医の補償基礎額	<u>6,160円</u>	<u>7,923円</u>	<u>9,550円</u>	<u>10,788円</u>	<u>11,633円</u>	<u>12,375円</u>
学校薬剤師の補償基礎額	<u>5,195円</u>	<u>6,175円</u>	<u>6,860円</u>	<u>8,013円</u>	<u>8,898円</u>	<u>9,360円</u>